

自治体名	記載状況
北海道	<p>北海道地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 1 北海道 (1) 支庁長は、市町村が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2 市町村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p>
青森県	<p>青森県地域防災計画 - 風水害等編 - 第4章災害応急対策計画 第16節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 県(健康福祉部)</p> <p>2 実施内容 (1) 避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険動物の逸走対策 県は危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3) 動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>青森県地域防災計画 - 地震編 - 第4章災害応急対策計画 第16節被災動物対策 (内容は風水害等編と同様であることから、記載を省略)</p>
岩手県	<p>「岩手県地域防災計画」第15節 医療・保健計画 第9 愛玩動物の救護対策 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連携調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の保持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者に、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。</p>
宮城県	<p>宮城県地域防災計画 第19節 愛玩動物の収容対策(県環境生活部)</p> <p>第1 目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>第2 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。</p> <p>第3 避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 他県市への連絡調整及び要請</p>

自治体名	記載状況
秋田県	<p>秋田県地域防災計画 第2編一般災害対策 第2章災害応急対策 第24節 動物管理計画 ・第1 特定動物・飼養動物の管理 1 実施期間 (1)特定動物(動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物) 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講じる。 (2)負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 (3)飼料の調達及び配分方法を講じる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 ・第2 避難場所の飼養動物対策 1 避難場所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 2 避難場所の運営担当者は避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。</p>
山形県	<p>山形県地域防災計画(風水災害対策編) 第1編 風水害等共通対策編 第3章 災害応急計画 第13節 生活支援関係 4 保護衛生計画 7 被災動物対策 山形県地域防災計画(震災対策編) 第3編 災害応急対策 第14章 生活支援関係 第5節 保健衛生計画 7 被災動物対策(同一内容)</p> <p>県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに非難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養等 保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3) 被災地域における動物の保護 保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。</p> <p>山形県国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示 (1) 住民に対する避難の指示 動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等の所要の措置を講ずる。</p>
福島県	<p>第7 動物(ペット)救護対策 「福島県地域防災計画」の一般災害対策編 第3章(災害応急対策)第14節(防災及び保健衛生)第7及び震災対策編 第3章(災害応急対策)第15節(防災及び保健衛生)第7に「動物(ペット)救護対策」を記載している。 災害時には、負傷又は放し飼いの状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、県(保健福祉部)は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p>
茨城県	記載なし
栃木県	<p>栃木県地域防災計画(震災対策編) 第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 (1)実施体制 県(保健福祉部)、市町、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア 市町が実施する対策 (ア)動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (イ)県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (ウ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (エ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (オ)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (カ)実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p>

自治体名	記載状況
	<p>イ 県(保健福祉部)が実施する対策</p> <p>(ア) 収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。</p> <p>(イ) 被災動物の救助、搬送、治療等は栃木県動物愛護指導センター(以下「動愛センター」という。)が主体となって支援する。</p> <p>(ウ) 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。</p> <p>(エ) 救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。</p> <p>(オ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>(カ) 飼料(餌)の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。</p> <p>(キ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理システムの活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>(ク) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>ウ 獣医師会が実施する対策</p> <p>(ア) 県や市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。</p> <p>(イ) 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。</p>
群馬県	<p>群馬県地域防災計画 震災対策編 第3部 災害応急対策 第13章 その他の災害応急対策 第8節 動物愛護 (「風水害・雪害対策編 第2部 災害応急対策 第14章 その他の災害応急対策 第9節 動物愛護」も同内容)</p> <p>県(健康福祉部、動物管理センター)、市町村</p> <p>災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 動物愛護の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施することとする。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>動物救護本部は、次の事項を実施することとする。</p> <p>ア 飼養されている動物に対する餌の配布</p> <p>イ 負傷した動物の収容・治療・保管</p> <p>ウ 放浪動物の収容・保管</p> <p>エ 飼養困難な動物の一時保管</p> <p>オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供</p> <p>カ 動物に関する相談の実施等</p> <p>(3) 各地方部(保健福祉事務所)は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。</p> <p>ア 被災動物救護体制の整備</p> <p>イ 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供</p> <p>ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等</p> <p>2 市町村は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。</p> <p>3 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。</p> <p>国民の保護に関する群馬県計画 第3編 武力攻撃やテロへの対処 第4章 警報や避難の指示 第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導 8 動物の保護等</p> <p>県防災計画に準じて、市町村や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力し、動物の保護などに努めます。</p>

自治体名	記載状況
埼玉県	<p>埼玉県地域防災計画 第2章 災害応急対策計画 第18節 環境衛生整備計画 第4 動物愛護</p> <p>1 目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。</p> <p>2 計画</p> <p>(1)動物救援本部 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 ア 動物保護施設の設置 イ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ウ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 エ 飼養困難動物の一時保管 オ 動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報収集・提供 カ 動物に関する相談の実施等</p> <p>(2)被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。</p> <p>(3)避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(4)情報の交換 県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 都県市への連絡調整及び応援要請</p> <p>(5)その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。</p>
千葉県	<p>「国民保護計画」 動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省)が別途示す「動物の保護等に関して地方公共 団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>「地域防災計画」 動物対策 保健所、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p>
東京都	<p>東京都地域防災計画(震災編) 第8章 第5節 保健衛生及び動物愛護 7動物愛護 都は、動物愛護の観点から、負傷または放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 (資料「災害時における動物保護体制」)</p> <p>(1)被災地における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育 (3)動物愛護の活動方針 (4)「動物保護班」、「動物医療班」の編成</p> <p>第6節 防疫 8危険動物の逸走時対策 危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。</p>
神奈川県	<p>神奈川県地域防災計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 避難対策 ○大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容する等の対策が必要となります。 8 ペット対策 県は、飼主不明となった犬、猫等の保護ができるように、県と関係団体の役割分担を明確にし、マニュアルを作成して災害時に備えます。</p>

自治体名	記載状況
新潟県	<p>新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章「災害応急対策」第33節「愛玩動物の保護対策」（風水害対策編 第3章「災害応急対策」第32節「愛玩動物の保護対策」も同内容）</p> <p>1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>2 飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>3 県の役割 (1)ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2)危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3)動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4)各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 (5)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (7)必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>4 市町村の役割 (1)市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>5 (社)新潟県獣医師会の役割 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。</p> <p>6 新潟県動物愛護協会の役割 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。</p> <p>7 動物救済本部の役割 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に支援を要請し、次の活動を行う。 (1)ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。 (2)動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3)相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4)動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。 (5)飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのため情報の収集と提供を行う。 (6)仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (7)被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8)ボランティア及び募金の受付・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。</p> <p>8 組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。 (体系図[略])</p> <p>9 業務体系 (体系図[略])</p> <p>10 市町村地域防災計画で定める事項 ・愛玩動物対応窓口 ・動物同伴可能避難所の指定 ・動物同伴避難訓練の実施</p>

自治体名	記載状況
富山県	<p>『富山県地域防災計画』 第3章 災害時応急対策 第9節 避難活動 第6 飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。</p> <p>県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等 (1) 被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>2 危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>『富山県国民保護計画』 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 3 避難の指示に際しての留意事項 (2) 動物の保護等に関する配慮 県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」(平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成)を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 危険動物等の逸走対策 飼養等されていた家庭動物等の保護等</p>
石川県	<p>石川県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害時応急対策計画 第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動 (健康福祉 部、市町)及び震災対策編 第3章 震災時応急対策計画 第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動 (健康福祉 部、市町)</p> <p>1 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。</p> <p>2 特定動物の逸走対策 県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。</p>
福井県	<p>福井県地域防災計画本編 第3章災害時応急対策計画 第8節避難計画</p> <p>第7 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者または占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。</p>
山梨県	<p>山梨県地域防災計画 第2編 一般災害編 第3章 災害時応急対策 第10節 避難、救援対策 11被災動物等救護対策 「県、市町村及び動物愛護団体は、協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。」 (1) 動物収容施設の設置 (2) 放浪または飼育困難な動物の収容・一時保管 (3) 飼料の調達及び配布 (4) 動物に関する相談の実施 (5) 動物伝染病等のまん延防止措置 (6) 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等 山梨県国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章県対策本部の設置等 1県対策本部の設置 別表1 福祉保健部「被災時における動物愛護に関すること」</p>

自治体名	記載状況
長野県	<p>長野県地域防災計画 風水害、震災、火山災害対策編 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>2 実施計画 ア[県が実施する計画] (ア)県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。(衛生部) (イ)県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。(衛生部、農政部、警察本部) (ウ)特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。(衛生部、農政部) (エ)県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。(衛生部) イ[市町村が実施する計画] (ア)関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ[飼養動物の飼い主が実施する計画] (ア)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、災害発生等においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p>
岐阜県	<p>岐阜県地域防災計画 一般対策計画 第3章 災害応急対策 第29節 愛玩動物等の救援 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施責任者 県・市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> <p>地震対策計画 第3章 地震災害応急対策 第27節 愛玩動物等の救援 1 方針 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施責任者 県・市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p>
静岡県	記載なし
愛知県	<p>[愛知県地域防災計画 地震災害対策計画]</p> <p>第3編 災害応急対策 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生対策 8 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護および収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> <p>第10章 避難者・帰宅困難者対策 第2節 避難所の開設 4 避難所の運営 (10)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>- 風水害等災害対策計画 - にも同様の主旨の記載があります。</p>

自治体名	記載状況
三重県	<p>三重県地域防災計画 震災対策編 第4章災害応急対策計画 第25節防疫・保健衛生活動 第2項対策</p> <p>県が実施する対策 2 支援体制(健康福祉部) (3)愛玩動物対策(健康福祉部) 県は、市町と公益社団法人三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整える。 市町が実施する対策 1 実施体制 (4)愛玩動物対策 市町は、自らが設置する避難所に隣接して、小動物の救護所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。</p> <p>三重県地域防災計画 風水害等対策編 第3章災害応急対策計画 第29節防疫・保健衛生活動 第2項対策</p> <p>県が実施する対策 3 愛玩動物対策(健康福祉部) 県は、市町と(公社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整える。 市町が実施する対策 2 愛玩動物対策 市町は、自らが設置する避難所に隣接して、小動物の救護所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。</p>
四日市市 (三重県)	<p>四日市市地域防災計画 - 震災対策編 - 第3部 災害応急対策 / 第3章 救助・救急、医療及び消火活動 / 第3節 医療活動 5)動物救護活動 ・健康部は、公益社団法人三重県獣医師会の協力のもと、飼い主から離れた動物の情報収集、情報提供を行い、環境部と共に危険動物の捕獲に努める。 / 第5章 避難収容活動 / 第2節 避難所の開設・運営管理 2)市の救援 ・危機管理監及び環境部は、避難所におけるペット等の動物救護に努めるとともに、公益社団法人三重県獣医師会三河支部に協力の要請を行う。</p>
滋賀県	<p>滋賀県地域防災計画(風水害等対策編) 第3章災害応急対策計画 第7節防疫および保健衛生計画 第1防疫計画 ア 死亡獣畜の適正処理 : 健康福祉部生活衛生課および保健所は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。 イ 猛獣等による危害の防止 : 健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、飼養施設の転倒などにより猛獣等が逃走した場合は、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対し協力を要請することにより特定動物による危害の発生を防止するよう努めるものとする。 ウ 被災犬等の保護および犬による危害の防止 : 健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、被災犬等の保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。 エ 所有犬等の一時保管の支援 : 健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、市町・関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援するものとする。</p> <p>滋賀県地域防災計画(震災対策編) 第3編災害応急対策計画 第20節危険物施設等応急対策計画 第8危険な動物等飼養施設応急対策計画 1. 基本方針 飼養施設から逸走した危険動物(ワニ、トラ、クマ等)による危害を防止するため県は、関係機関等と連携を密にして実態に即した応急的な措置を講ずる。 2. 応急対策 (1)県本部(生活衛生斑動物保護管理センター)は、危険動物の逸走および管理状況の把握を行う。 (2)危険動物が逸走している場合、県本部(生活衛生斑動物保護管理センター)は、付近住民に周知するため市町本部に広報協力を依頼する。 (3)県本部(生活衛生斑動物保護管理センター)は、危険動物を捕獲するため現地へ出動するとともに警察等関係機関に協力を要請する。</p>
京都府	<p>京都府地域防災計画震災対策計画編 第3編災害応急対策計画 第14章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施期間 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対策するものとする。 2 実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)飼養されている動物に餌を配布する。 (5)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7)家庭動物に関する相談窓口を設置する。</p>

自治体名	記載状況
大阪府	<p>大阪府地域防災計画 第8章社会環境の確保 第1節保健衛生活動 第5動物保護等の実施</p> <p>府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市町村と協力して、飼主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p>
岸和田市 (大阪府)	<p>岸和田市地域防災計画 第2編 地震災害応急対策・復旧対策編 第4章 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容対策 第3編 風水害等応急対策・復旧対策編 第4章 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容対策 [共通] 災害で死亡放置された愛玩動物や、応急避難の際に放置された愛玩動物は、長期にわたって放置されることのないよう、関係機関との連携のもとに保護収容にあたる。</p> <p>1 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、市民福祉部環境整備班が実施する。</p> <p>2 処理方法 市民福祉部環境整備班は、死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。処理の方法は、関係機関が協議のうえ定めた方法により焼却し、又は埋却する。</p> <p>3 放浪動物の保護収容 飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、関係機関との連携のもとに保護収容等の対策にあたる。</p>
豊中市 (大阪府)	<p>豊中市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害応急対策計画 第3章 初動期の応急活動 第3節 応急避難 第3 避難所の開設・運営 2 避難所の運営 (8) 愛玩動物の収容対策 ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。 イ 避難所での愛玩動物の飼育については、避難所が相互に話し合い運営することとする。 ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p>
吹田市 (大阪府)	<p>吹田市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策 第1編 地震災害応急対策 第3章 応急復旧期の活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 風水害等応急対策・復旧対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生時後の活動 第21節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 [共通] 被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <p>1. 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2. 死亡動物の処理 (1) 処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境部清掃班が収集・処理を行う。</p> <p>(2) 処理方法 ア 環境部清掃班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合、直ちに収集する。環境部防疫班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ 環境部清掃班は、収集された死亡動物を、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3. 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等については、大阪府吹田保健所、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。</p> <p>(1) 放浪動物の保護収容 (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3) 負傷している動物の収容・治療 (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5) その他動物に関する相談の受付</p>

自治体名	記載状況
守口市 (大阪府)	<p>守口市地域防災計画 自然災害応急対策 第4章 避難収容 第2節 避難所の開設・運営 第1 避難所の開設 4 飼育ペット対策 避難所にはペットと一緒に避難できないため、ペットを飼育している人が避難を躊躇し、そのため被害にあってしまうことが想定される。ペットを飼っている人にとっては、ペットは家族同然であるため、ペット用仮設収容施設の設置に努める。 収容施設の運営は、ボランティア等が運営し、被災者の状況によっては、ペットの里親等呼びかける。</p> <p>自然災害応急対策 第8章 社会環境の確保 第3節 遺体の処理、火葬等 第4 ペットの収容 市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡ペットの適切な収集・処理等を実施する。</p> <p>1 放浪動物の保護収容 飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、動物愛護団体等の関係機関との連携の下に、保護収容等の対策にあたる。</p> <p>2 死亡ペットの処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、グリーンセンターが関係機関と協力して行う。</p>
枚方市 (大阪府)	<p>「枚方市地域防災計画」(本編)平成21年3月枚方市防災会議の一部、 地震災害応急対策・復旧復興対策編 第4章 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容 (実施担当)環境保全部・環境事業部 (基本的な考え方) 市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡愛玩動物の適切な収集・処理等を実施する。 (対策の展開) 1 放浪動物の保護収容 環境保全部は、飼育されていた犬猫等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、府、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに、保護収容等の対策にあたる。 (1) 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2) 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境事業部が関係機関と協力して行う。</p>
茨木市 (大阪府)	<p>茨木市地域防災計画 第3部 風水害等応急対策 第8章 環境衛生対策 第2節 防疫・保健衛生対策 3 被災動物(飼い犬等)の保護及び収容活動 動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 (1) 飼い主とともに避難した犬等の適正飼育の指導をする。 (2) 避難所における飼育場所の指導をする。 (3) 飼養された動物に対する餌の配布をする。 (4) 所有者及び里親探しに関する情報提供をする。 なお、収容等の体制の確保ができない場合、大阪府等に協力を要請する。</p> <p>第4部 地震災害応急対策 第8章 環境衛生対策 第2節 防疫・保健衛生対策 3 被災動物(飼い犬等)の保護及び収容活動 動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 (1) 飼い主とともに避難した犬等の適正飼育の指導をする。 (2) 避難所における飼育場所の指導をする。 (3) 飼養された動物に対する餌の配布をする。 (4) 所有者及び里親探しに関する情報提供をする。 なお、収容等の体制の確保ができない場合、大阪府等に協力を要請する。</p>

自治体名	記載状況
富田林市 (大阪府)	<p>富田林市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧復興対策編 第3章第9節第4 愛玩動物の収容 風水害等応急対策・復旧復興対策編 第4章第9節第4 愛玩動物の収容 [共通] 市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡愛玩動物の適切な収集・処理等を実施する。</p> <p>1 放浪動物の保護収容 市民人権部・産業環境部は、飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに、保護収容等の対策にあたる。</p> <p>2 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、市民人権部が関係機関と協力して行う。</p>
河内長野市 (大阪府)	<p>河内長野市地域防災計画 第2編 地震災害応急・復旧・復興対策編 第1部 地震災害応急・復旧・復興対策 第2章 安全 第2節 二次災害抑制 第3項 防疫・し尿処理計画 第3 動物保護等の実施 第3編 風水害等応急・復旧・復興対策編 第1部 風水害応急・復旧・復興対策 第2章 安全 第2節 二次災害抑制 第3項 防疫・し尿処理計画 第3 動物保護等の実施 [共通] 市及び関係機関は、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p>
大東市 (大阪府)	<p>大東市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策 第1編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の対策活動 第4節 保健衛生活動 第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物感染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及びおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>大東市地域防災計画 風水害等応急対策・復旧対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第14節 保健衛生活動 第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物感染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及びおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>大東市国民保護計画 第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 第7 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地域公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。</p>

自治体名	記載状況
柏原市 (大阪府)	<p>柏原市地域防災計画 第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動 第4 動物保護等の実施 第5編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動 第4 動物保護等の実施</p> <p>[共通] 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 第5編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第21節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策</p> <p>[共通] 民生対策部環境班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <p>1 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2 死亡動物の処理 (1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 (2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。</p> <p>(1) 放浪動物の保護収容 (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3) 負傷している動物の収容・治療 (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5) その他動物に関する相談の受付</p>
門真市 (大阪府)	<p>門真市地域防災計画 地震災害応急・復旧・復興対策 第1編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第12節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策 風水害等応急・復旧・復興対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第19節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策</p> <p>[共通] 1 初期対応 死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2 死亡獣畜の処理 (1) 処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境事業部清掃班が収集・処理を行う。 (2) 処理方法 ア 環境事業部清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。 イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3 放浪動物の対策 地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。</p> <p>(1) 放浪動物の保護収容 (2) 避難所で飼育されている動物に対するえさの配布 (3) 負傷している動物の収容・治療 (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5) その他動物に関する相談の受付</p>
泉南市 (大阪府)	<p>泉南市地域防災計画 第3章 震災応急対策計画 第2 清掃計画 5 へい獣処理 (1) 移動しうるもの 適当な場所に集め、焼却等の方法で処理する。(2) 移動し難いもの 当該場所で個々に処理する。</p>

自治体名	記載状況
四條畷市 (大阪府)	<p>四條畷市地域防災計画 第1編 地震災害応急対策 第3章 応急対策活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策</p> <p>(実施担当) (防災組織名) 生活支援対策部(環境整備班)、関係機関</p> <p>(対策の体系) 死亡獣畜及び放浪動物対策 1初期対応 2死亡獣畜の処理 3放浪動物の対策</p> <p>(対策の展開)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初期対応 死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。 2 死亡獣畜の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1)処理責任者 災害発生によって死亡し、放置された犬猫等は、生活支援対策部環境整備班が収集・処理を行う。 (2)処理方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 生活支援対策部環境整備班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、速やかに収集する。 イ 収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。 3 放浪動物の対策 災害発生後、被災によって飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次のめやすとして行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対するえさの配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付
大阪狭山市 (大阪府)	<p>大阪狭山市地域防災計画 第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第10節 廃棄物の処理 第5 死亡獣畜処理 第5編 風水害等応急対策 第25節 廃棄物の処理 第5 死亡獣畜処理 [共通] 家畜の死亡が感染症の場合は、府南部家畜保健衛生所長とそれ以外の場合は富田林保健所等と協議の上、支障のないところで埋却又は焼却するものとする。</p>
豊能町 (大阪府)	<p>豊能町地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策P192より 風水害応急対策・事故災害対策応急対策・風水害当復旧、復興対策P104より 上記の両方のページに下記内容で同じ内容が記載されています。</p> <p>第4 死亡・放浪動物対策 建設水道対策部環境課は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。 2 死亡動物の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1)死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 (2)収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。 3 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付

自治体名	記載状況
田尻町 (大阪府)	<p>田尻町地域防災計画</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営</p> <p>第4編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第13節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営</p> <p>[共通]</p> <p>避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。</p> <p>4. 避難所の運営、管理の留意点</p> <p>避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の運営、管理にあたる。</p> <p>(8)動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動 第3 動物保護等の実施</p> <p>大阪府・本町及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>大阪府は避難所を設置する本町と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1)大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止</p> <p>危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、警察、本町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>第4編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動 第3 動物保護等の実施</p> <p>本町、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>本町は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1)大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止</p> <p>危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに本町、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p>
岬町 (大阪府)	<p>岬町地域防災計画</p> <p>第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 第1部 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第9節 農林関係応急対策 (地域振興班)</p> <p>第4編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 第1部 風水害等応急対策 第2章 災害発生後の活動 第11節 農業関係応急対策 (地域振興班)</p> <p>[共通]</p> <p>第4 動物取扱い対策</p> <p>本町は大阪府、農業協同組合並びに岬公園等と協力し、被災動物の集中管理場の確保を図り、飼料の調達及び配分に係わる応急対策に努める。また、動物の伝染病予防上必要な措置 (衛生及び死体の処理を含む)を講じる。</p>

自治体名	記載状況
兵庫県	<p>兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第3編災害応急対策計画 第3章円滑な災害応急活動の展開 第10節愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)動物救援本部は、次の次項を実施することとする。 飼養されている動物に対する餌の配布 負傷した動物の収容・治療・保管 放浪動物の収容・保管 飼養困難な動物の一時保管 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 動物に関する相談の実施 等</p> <p>(2)県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。 被災動物救護体制の整備 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 動物の応急保護収容施設設置のための調整 等</p> <p>(3)市町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとする。</p> <p>(4)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。</p>
新温泉町 (兵庫県)	<p>新温泉町地域防災計画風水害等対策編 第3編災害応急対策計画 第3章 第5節 第15款 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関 獣医師並びに動物愛護団体等と連携協力して動物救援本部を設置し、獣医師並びに動物愛護団体等の指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)飼養されている動物に対する餌の支給 (2)負傷した動物の収容、治療 (3)放浪動物の収容、保管 (4)飼養困難動物の一時保管 (5)収容動物の情報収集並びに提供 (6)死亡した動物の収集処分 (7)その他動物(野生動物を含む)に関する相談</p> <p>3 その他 町は動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供するものとする。</p>
奈良県	<p>奈良県地域防災計画(基本計画編) 第3章 第19節 第4 愛玩動物の収容対策</p> <p>1 放浪犬猫の保護収容 県は、地震後、被災により放浪する犬猫について、市町村・関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行なう。</p> <p>2 愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p>
和歌山県	<p>和歌山県地域防災計画(基本計画編) 第3編 第6章 第6節 動物救護活動支援計画(県環境生活部)</p> <p>1 計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、県は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動を支援する。</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1)被災地における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、県は、市町 村、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努めるものとする。</p> <p>(2)避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護 及び環境衛生の維持に努めるものとする。</p> <p>ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整 ウ 他府県市への連絡調整及び要請</p> <p>(3)動物救援センターの設置 県及び動物救援本部は、連携協力して動物救援センターを設置し、県等の指導のもと収容対策を実施する。</p> <p>ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の収容・保管 ウ 放浪動物の収容・保管 エ 飼養困難な動物の一時保管 オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 カ 愛玩動物に関する相談の実施等</p>

自治体名	記載状況
鳥取県	<p>鳥取県地域防災計画 災害応急対策編(共通)第9部保健衛生対策 第5章動物の管理 (県生活環境部、農林水産部)</p> <p>第1節目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。</p> <p>(2) 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。</p> <p>第2節危険動物等の管理対策</p> <p>1 実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。</p> <p>2 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。</p> <p>3 危険な動物の収容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 収容施設の確保 東中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。</p> <p>第3節ペットの管理対策</p> <p>1 実施責任 被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、市町村、獣医師会の協力を得て、以下のとおり対処するものとする。</p> <p>2 ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。</p> <p>3 動物の引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。 収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。"</p> <p>4 収容施設の確保 東中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。</p> <p>5 避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1) 市町村は、当該避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 (2) 避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。 また県生活環境部は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連4団体(日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会)及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局(日本動物愛護協会事務局内)に対し、応援要請を行う。 また、第14章「民間団体、ボランティアの活用計画」により支援を受けるための手配等を行う。"</p> <p>(3) 県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。 (4) 県生活環境部は、あらかじめ確保した調達ルート等により、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。"</p> <p>6 その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)</p> <p>第4節死亡獣畜の処理 災害時における死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 実施責任 (1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。 (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。</p> <p>第5節市町村地域防災計画に定める事項 県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。</p> <p>1 避難所でのペット受入れ体制の整備</p>

自治体名	記載状況
島根県	<p>島根県地域防災計画 (防疫及び保健衛生) (動物愛護対策)</p> <p>被災地においては、負傷動物や放浪動物が多数生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が非難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、市町村等関係機関及び関係団体と協力して対応を行う。</p> <p>(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、県は一時預かりを保健所において行う。</p> <p>(2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。但し、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。</p> <p>(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。</p> <p>(4) 市町村は、避難所に飼い主とともに非難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>
岡山県	<p>「岡山県地域防災計画(震災対策編)」第3章 震災応急対策計画、第2節 緊急活動、第1項 救助計画、(6)ペット等動物の保護</p> <p>[県] 県は、犬、猫等の一般のペット動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、(社)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら、対応することとする。 また、危険動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。</p> <p>[市町村] 市町村は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。</p>
広島県	<p>広島県地域防災計画(基本編) 第2章災害予防計画 第5節円滑な避難体制の確保等に関する計画 8 動物愛護管理に関する計画</p> <p>災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷疾病が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してることが予想される。 県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p>
山口県	
徳島県	<p>「徳島県地域防災計画」 一般災害対策編 第2部第2章災害応急対策計画第30節動物救済対策</p> <p>被災地における動物の救護については、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>1 実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕孝等の救援対策については、動物救援本部を設置し、実施するものとする。 主な実施機関 県(生活衛生課) 救援本部 県保健福祉部生活衛生課 社団法人徳島県獣医師会</p> <p>活動団体 (社)徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、市町村 動物愛護団体、ボランティア等</p> <p>2 実施方法 (1) 飼養されている動物に対する餌の配私負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物(人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物)については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。</p>

自治体名	記載状況
香川県	<p>香川県地域防災計画(一般対策編) 第2章 災害予防計画 第29節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>主な実施機関 県(生活衛生課、保健福祉事務所、畜産課)、市町、香川県獣医師会動物愛護団体</p> <p>1 愛玩動物避難・逸走防止対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難してきた動物(以下「愛玩動物」という。)の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制等を整備する。 市町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対する相互理解を深めるよう努める。</p> <p>3 被災動物愛護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、県は、市町、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。</p>
愛媛県	<p>愛媛県地域防災計画 第21章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、市町及び県民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>3 - 21 - 1 県の活動 (1)被災動物の広域な把握 (2)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)所有者及び里親探しの情報提供 (4)市町等関係機関との連絡調整 (5)動物救援センターの設置場所の斡旋 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8)災害死した動物の処理 (9)動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)ボランティアの確保、把握 (11)その他動物に関する相談等</p> <p>3 - 21 - 2 市町の活動 (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布 (3)危険動物の逸走対策 (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (5)動物救援センターの設置 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等</p> <p>3 - 21 - 3 住民及び民間の活動 (1)被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 (5)その他行政への協力</p>

自治体名	記載状況		
高知県	<p>「高知県地域防災計画」(一般対策編)第3編 災害応急対策 第1章 災害時応急活動 第13節 地域への救援活動 (震災対策編)第3編 災害応急対策 第1章 災害時応急活動 第11節 地域への救援活動</p> <p>犬、猫、特定動物等の保護及び管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施責任者 県、市町村、住民及び民間団体 2 実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。 <ol style="list-style-type: none"> (1)県の活動 <p>広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。</p> (2)市町村の活動 <p>地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。</p> (3)住民及び民間団体の活動 <p>獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。</p> <p>「高知県国民保護計画」第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示</p> <p>動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとします。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼育等されていた家庭動物等の保護収容等</p>		
福岡県	<p>福岡県地域防災計画 風水害対策編 第3編災害応急対策計画 第15節保健衛生、防疫、環境対策計画 第1保健衛生(保健福祉部・保健福祉環境事務所、市町村)</p> <p>4 愛玩動物の収容対策の実施(生活衛生課、市町村、関係団体)</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。</p> <p>県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛護動物の収容対策を以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。 (2)避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ウ 他県、他市町村への連絡調整及び要請 		
佐賀県	記載なし		
長崎県	<p>長崎県地域防災計画 震災対策編 第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策 8. 動物対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)犬・猫等の保護対策 市町村は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理についての周知を図るとともに、以下のような対策を行う。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>救援(給餌)対策</p> <p>保護収容施設の対策</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>放置された犬等の保護収容対策</p> <p>保護管理動物の疾病予防及び治療</p> </td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> (2)死亡獣畜等対策 市町村は、死亡した獣畜の処理にあたっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。 <p>長崎県国民保護計画 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 7 動物の保護等に関して配慮すべき事項 県は、災害時における動物の管理等への備えと併せて、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日事務連絡環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p>	<p>救援(給餌)対策</p> <p>保護収容施設の対策</p>	<p>放置された犬等の保護収容対策</p> <p>保護管理動物の疾病予防及び治療</p>
<p>救援(給餌)対策</p> <p>保護収容施設の対策</p>	<p>放置された犬等の保護収容対策</p> <p>保護管理動物の疾病予防及び治療</p>		
熊本県	該当無し		

自治体名	記載状況
大分県	<p>大分県地域防災計画 第3部 災害応急対策計画 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画 第14節 被災動物対策計画</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力を確立する。 〔災害時における動物管理の主要な活動〕 < >内は機関名等 被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援<生活環境部食品安全・衛生課> 被災地域及び避難所における動物の保護<市町村、生活環境部食品安全・衛生課></p> <p>1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。</p> <p>2 避難所における動物の保護 県は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他自治体との連絡調整及び要請</p> <p>3 被災動物救護対策指針 県は、「1被災地域における動物の保護」及び「2避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。</p> <p>大分県国民保護計画 第1編総論 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等(全部局) 第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等 9 動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省)が示した、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付事務連絡。)を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずる。</p>
宮崎県	記載なし
鹿児島県	<p>鹿児島県地域防災計画 第3部災害応急対策 第3章事態安定期の応急対策 第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。</p> <p>第1 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。</p> <p>第2 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。</p> <p>第3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。</p> <p>鹿児島県国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2節避難の指示等 第2 避難の指示 (8)動物の保護等に関する配慮 県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 危険動物等の逸走対策 家庭動物等の保護収容及び所有者等への支援</p>

自治体名	記載状況
沖縄県	<p>沖縄県地域防災計画 基本編 第2章 災害応急対策計画 第19節 防疫、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 5 犬等及び危険動物の保護・収容計画 (1) 実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 県(業務衛生班、保健所)及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行うものとする。 イ 危険動物対策 県(業務衛生班)は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 (2) 収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 県は市町村及び民間団体に対し犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。 イ 危険動物対策 県(業務衛生班、保健所)は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命じるものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3) 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4) 動物の処分 ア 所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。</p> <p>沖縄県地域防災計画 地震編 第2章 災害応急対策計画 第18節 防疫、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 5 犬等及び危険動物の保護・収容計画 以下、基本編 に同じ (組織改編等により文言等修正作業中である。)</p>
大阪市	<p>大阪市地域防災計画(震災対策編、風水害等対策編)の「防疫・保健衛生計画」中、「放浪犬・ねこの保護・収容」という項目で「健康福祉部は、地震後(災害後)、被災により放浪する犬、ねこの保護収容対策について、関係機関・団体と協議する。動物管理センターは、これら関係機関・団体との連携を図り、対策を実施する。」の記載あり。 大阪市国民保護計画の「保健福祉・衛生」中、「動物の保護等に関する配慮」という項目で「健康福祉部は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要に係る所用の措置を講ずるよう努める。」の記載あり。</p>
名古屋市	<p>名古屋地域防災計画(抜粋)</p> <p>第2章 災害予防計画 第12節 防災意識の啓発及び防災訓練 第1防災意識の啓発 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 市民が自らの予防措置を講じ、地震時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。 このため講習会、地震展、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育、テレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間における事業などを通じて防災意識の啓発と地震防災に関する知識の普及を図る。 (3) 広報 「広報なごや」及び避難所マップなどの印刷物やテレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性の情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等の防災知識に関する普及を図る。 また、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の地震対策についての計画等必要な情報の提供に努める。 なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。 ア 平常時の心得に関する事項 (コ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。</p>

自治体名	記載状況
	<p>第3章 応急対策計画 第14節 医療救護・保健衛生 〔保健衛生〕 第4 逃走動物による危害の防止 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健所班との連携により、震災時における逃走動物(犬、特定動物)による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに動物の救護に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災発生時における特定動物の飼養状況の監視 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定 <p>第5 関係機関との連絡及び協力要請 本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症予防関係 感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。 2 逃走動物関係 逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察本部又は東山動物園へ出動要請を行う。
京都市	<p>京都市地域防災計画 震災対策編 第2章 災害予防対策 第3部 災害応急対策への備え 第15節 防疫・保健衛生活動体制の整備 2 家畜・ペットへの対応体制 (1)家畜伝染病の予防体制の整備(産業観光局) 産業観光局は、関係機関と連携して震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。 (2)被災ペットへの対応体制の整備(保健福祉局) 保健福祉局は、ペットの飼い主の被災や避難により放置されるおそれのあるペットについて、獣医師会や動物愛護協会、ボランティア等と連携した保護収容対策の検討を行う。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、区役所、警察、消防署と連携をとり保護収容対策を検討する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第15節 防疫活動・保健衛生活動計画 15.3被災家畜(動物)等への措置を行う (1)家畜伝染病と被災家畜の措置(産業観光局) 15.3.1 被害の実情に応じた防疫対策措置をとるよう指導する(産業観光部)産業観光部は、必要に応じ、関係機関と連携して畜産業者等に対し、予防注射の励行を始め、被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する。 (2)ペット等の保護収容 15.3.2 ペット等の保護収容を依頼する(保健福祉部) 保健福祉部は、被災地における飼育動物の保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に要請して被災動物の保護収容等の対応を実施する。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、区役所、警察、消防署と連携をとり、保護収容等の対策を実施する。 (3)動物園における危険動物の逸走措置 15.3.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う(文化市民部)危険動物が逸走した場合は、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、動物の保護及び動物による人への危害防止のため、必要な措置を行う。</p>
横浜市	<p>横浜市防災計画震災対策編 動物の保護収容 (1)被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防及び動物による咬傷事故の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される被災動物救護組織(現在関係機関・団体と協議中)との連携により次の活動を行う。</p> <p>動物の保護収容 1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言 6 その他、動物に係る相談、助言等</p> <p>(2)区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するよう助言する。</p> <p>(3)許可した特定動物(ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど)の状況を確認し、適切な対応を行う。</p> <p>(4)災害時の動物救援体制(詳細省略)</p>
神戸市	<p>神戸市地域防災計画 3 放浪犬猫の保護収容 地震後、被災により放浪する犬猫について、関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。 また、必要に応じ関係団体に支援を行う。</p>

自治体名	記載状況
北九州市	<p>北九州市地域防災計画(災害対策編) 平成21年2月修正 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難者の受入れ対応</p> <p>第4 災害発生時における愛玩動物(ペット)対策</p> <p>1 愛玩動物の取扱い(原則)</p> <p>(1) 災害発生時における愛玩動物(以下、「ペット」という。)の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福岡県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。</p> <p>(2) 避難所へのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。</p> <p>ただし、身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49条)第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。</p> <p>2 保健福祉部及び区対策部の対応</p> <p>保健福祉部及び区対策本部は、災害発生時におけるペットの飼い主への支援を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、以下により実施する。</p> <p>(1) ペットの避難所への収容(大規模災害発生時)</p> <p>区対策部等は、避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所施設へのペット収容の可否について、検討を行う。</p> <p>避難所へペットを収容する場合、保健福祉部(動物管理センター)は、必要に応じて、北九州市獣医師会に協力を要請する。</p> <p>(2) ペットの支援情報提供(2-(1)以外の災害時)</p> <p>ペットの管理は、1-(1)のとおり、飼い主による管理を原則とするが、保健福祉部(動物管理センター)は、北九州市獣医師会の協力を得て、関係部署に支援情報の提供を行う。</p>
札幌市	<p>札幌市地域防災計画(地震災害対策編)</p> <p>第2章災害予防計画 第9節 医療・衛生・環境の体制づくり</p> <p>第2 防疫・衛生活動等の体制整備</p> <p>地震災害の場合、建物の倒壊などによって多数の死者が発生すると予想されるため、遺体の火葬などにあらかじめ広域的な協力体制が必要となる。また断水・停電・浸水などにより衛生条件が悪化するため、食中毒、害虫の発生等に対しても注意を要する。一方、被災した家畜や飼い主が不明となったペットなどの逸走動物に対する保護対策も必要である。札幌市では、これらの災害時の防疫・衛生活動を迅速に行えるように、事前対策を実施する。</p> <p>4 死亡動物対策</p> <p>5 逸走動物等の対策</p> <p>第3章災害予防計画 第14節 防疫・清掃・環境対策</p> <p>第7 動物対策</p> <p>災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。</p>
川崎市	<p>川崎市地域防災計画の震災対策編において、動物の保護収容等対策として次のように記載されています。</p> <p>災害時には、負傷または飼い主から放れた動物が多数生じると同時に、避難所に飼養動物と同行避難する多数の被災者が予想されるため、市は、「川崎市動物救護本部」を設置し関係機関との連絡調整を行うとともに、関係機関と協力して、被災動物(犬、ねこ等)の保護・収容及び避難所におけるトラブル防止等のために飼養管理指導を行う。</p> <p>また、指定(危険)動物についても、被災状況を把握するとともに、所有者等に逸走防止等を図るよう指示し、安全確保を図る。</p> <p>(1) 被災地における動物の保護・収容</p> <p>市は、被災住民への動物救護に関する情報の提供、被災動物(犬、ねこ等)の保護・収容を行うための「動物救護センター」を設置するとともに、(社)川崎市獣医師会、動物愛護団体等に協力を求め「動物救護対策本部」を設立し、同センターを運営する。</p> <p>(2) 避難所における動物の適正飼養</p> <p>市は、犬ねこ愛護ボランティア等に協力を求め、同行避難した動物の適正飼養管理を行う各避難所運営会議を支援し、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。</p> <p>(3) ボランティアの活用</p> <p>被災時の動物救護活動は、一時的に多数の被災動物を受け入れる必要があり、多くのマンパワーを必要とする。</p> <p>市は、動物救護ボランティアを有効に活用するために、受け入れ体制を確立するとともに、必要人数を把握のうえ、関係機関へ要請し、被災動物の救護活動を行う。</p>
福岡市	<p>福岡市地域防災計画(風水害対策編) 第3章災害応急対策計画 第9生活救援対策 7愛玩動物対策</p> <p>福岡市地域防災計画(震災対策編) 第3章災害応急対策計画 第10節生活救援対策 第4愛玩動物対策</p> <p>災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物を保護するとともに避難所における動物との共生について検討を行う。</p> <p>1 実施体制</p> <p>災害対策本部保健福祉部が総括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。</p> <p>2愛玩動物の保護</p> <p>(1)一時預かり場所の確保</p> <p>避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所の確保を支援する。</p> <p>(2)負傷動物の治療</p> <p>被災地域に飼い主不明の負傷動物がいる場合には、動物管理センターで保護収容し応急処置を実施する。</p> <p>(3)動物の相談窓口の設置</p> <p>大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。</p> <p>3避難所における動物との共生</p> <p>避難所において、被災者と同行避難した動物との共生を図るための体制について検討を行う。</p>

自治体名	記載状況
広島市	<p>広島市地域防災計画－震災対策編－ 第14節 防疫及び保健衛生対策 地震災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。</p> <p>第4 特定動物の監視(健康福祉局動物管理センター) 市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「特定動物」という。)の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 監視活動の範囲 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定 監視班の編成 動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。 その他 特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。 なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。 <p>第5 愛護動物の保護管理(健康福祉局動物管理センター) 動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p>
仙台市	<p>仙台市地域防災計画地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 15医療救護保健防疫計画 14被災動物の保護・収容</p> <p>(1)被災地域における被災動物の保護・収容 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されることから、健康福祉部は、仙台市獣医師会と連携を取りながら適切な対応をとる。(2)避難所における動物の適正な飼育 健康福祉部は区本部と連絡を取りながら、飼い主と共に避難所等に避難した動物の適正な飼育と環境衛生を指導する。</p>
千葉市	<p>千葉市地域防災計画(平成20年3月修正) 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 環境対策等 第5 防疫・保健衛生 2 防疫・保健衛生活動の実施 (5)動物(ペット)対策</p> <p>動物対策に関する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。</p> <p>ア 被災動物の飼養支援 イ ペット類の放浪・野犬化の防止 ウ 動物等による市民への危害防止活動。なお、必要な場合は警察署又は都市部(動物公園)への出動の要請</p>
さいたま市	<p>さいたま市地域防災計画 第3部震災応急対策計画 第7章救援・救護活動 第2節避難【各部、総括部、保健福祉部】 第7 災害時における動物の保護【保健福祉部】</p> <p>(1)災害時の動物保護体制 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。そこで、災害時には、生活衛生課及び動物愛護ふれあいセンターの職員をもって、動物保護担当を組織し、動物保護に努めるものとする。 動物保護担当(生活衛生課 動物愛護ふれあいセンター) 班長:生活衛生課長 副班長:動物愛護ふれあいセンター所長</p> <p>特定動物への対応 放し飼い犬等の収容 被災場所に放置された負傷動物の保護 被災場所に放置された飼養動物への対応 避難場所に飼い主とともに避難した動物への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所から動物愛護ふれあいセンターへの動物の保管依頼 避難場所にいる動物の健康管理 <p>(2)避難場所における動物の適正な飼養 飼い主とともに避難した動物に関しては、避難場所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難所班長は災害対策本部に報告する。飼い主に対しては、動物の適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>
静岡市	
堺市	<p>堺市地域防災計画 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動(健康福祉局) 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動(健康福祉局)</p> <p>第6 動物保護等の実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	記載状況
新潟市	<p>新潟市地域防災計画 第3部災害応急対策計画 第2章 震災応急対策計画 第16節 愛玩動物保護対策計画</p> <p>地震災害時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。</p> <p>実施担当 健康福祉対策部 各区本部 防災関係機関 県 1動物の保護</p> <p>地震災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、新潟市獣医師会、県、新潟市獣医師会新潟支部及び新潟市動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。</p> <p>(1)被災地における動物の把握 被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。</p> <p>(2)被災地での動物の保護 被災地を巡回したり、住民から情報提供を受けたりして、保護すべき動物がいる場合には、保護する。 その際、危険動物等が対象である場合には住民に危害が及ばないよう、安全のための処置を講ずる。</p> <p>2避難所等における愛玩動物飼育補助 地震災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に非難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、新潟市獣医師会、県、新潟県獣医師会新潟支部及び新潟市動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。</p> <p>(1)愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知 避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。</p> <p>(2)避難所での愛玩動物の把握 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに非難してきた愛玩動物の把握に努める。</p> <p>(3)避難所等での飼育補助 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。 ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。 イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて新潟市獣医師会へ獣医師の派遣を要請する。また、獣医師の不足が生じた場合には、県を通じて新潟県獣医師会へ獣医師の派遣を要請する。 ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 エ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等について、県を通じて調整を依頼する。</p> <p>(4)避難所等における相談窓口の開設 避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。</p> <p>3その他の対策 (1)動物の一時預り 住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。</p> <p>(2)飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(3)仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(4)被災動物の健康管理支援 被災動物の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。</p> <p>第3章 風水害応急対策計画 第16節 愛玩動物保護対策計画</p> <p>風水害等災害発生時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。</p> <p>実施担当 健康福祉対策部 各区本部 防災関係機関 県 1動物の保護</p> <p>風水害等災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、新潟市獣医師会、県、新潟市獣医師会新潟支部及び新潟市動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。</p> <p>(1)被災地における動物の把握 被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。</p> <p>(2)被災地での動物の保護 被災地を巡回したり、住民から情報提供を受けたりして、保護すべき動物がいる場合には、保護する。 その際、危険動物等が対象である場合には住民に危害が及ばないよう、安全のための処置を講ずる。</p>

自治体名	記載状況
	<p>2避難所等における愛玩動物飼育補助 風水害等災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に非難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、新潟市獣医師会、県、新潟県獣医師会新潟支部及び新潟市動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。</p> <p>(1)愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知 避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。</p> <p>(2)避難所での愛玩動物の把握 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに非難してきた愛玩動物の把握に努める。</p> <p>(3)避難所等での飼育補助 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。</p> <p>ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。 イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて新潟市獣医師会へ獣医師の派遣を要請する。また、獣医師の不足が生じた場合には、県を通じて新潟県獣医師会へ獣医師の派遣を要請する。 ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 エ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等について、県を通じて調整を依頼する。</p> <p>(4)避難所等における相談窓口の開設 避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。</p> <p>3その他の対策 (1)動物の一時預り 住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。 (2)飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。 (3)仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (4)被災動物の健康管理支援 被災動物の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。</p>
浜松市	<p>浜松市被災した家庭動物の救護要領 第1 基本方針 社団法人静岡県動物保護協会が制定した「静岡県被災動物救護計画(平成18年4月1日制定。以下「救護計画」という。)」の市該当分をもって、本市の被災動物救護計画とし、災害発生時は、救護計画に規定された必要な支援活動を行うものとする。 第2 分担計画 救護計画の「概要」の「5 被災動物救護計画の分担表」の「市町」部分については、別表のとおり取り扱うものとする。</p>
岡山市	<p>岡山市地域防災計画震災対策編 第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救出計画 (6)ペット等の保護</p> <p>市は、犬・猫等の一般のペット動物の保護、収容について、情報収集を行うとともに、(社)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、危険動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。</p>
相模原市	<p>相模原市地域防災計画 第10章防疫・衛生 第1節防疫・衛生 8動物対策 保健所は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。 危険動物が逃げ出した場合は、危害を防止するため、飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じる。</p>
	<p>宇都宮市地域防災計画 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第17節 防疫・保健衛生計画 第3 動物の保護管理対策 保健福祉部(衛生班)</p> <p>飼い主不明の動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、栃木県や(社)栃木県獣医師会等関係機関と連携しながら次の諸活動を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の把握 飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の把握を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼育の指導 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1)動物の被災状況等の情報収集 (2)飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供 (3)飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導</p> <p>3 関係機関との協力体制 被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について、栃木県及び(社)栃木県獣医師会に応援を要請して実施する。</p>

自治体名	記載状況
宇都宮市	<p>HP掲載</p> <p>『災害時に備えたペットの安全対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録と狂犬病予防注射を必ず実施してください ・生後3カ月以上のイヌは、登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。「鑑札・注射済票」をイヌに付けておくことは、狂犬病予防法で定められています。 ・首輪、名札を必ず付けておきましょう ・飼い主さんの連絡先がわかるようにしておきましょう。首輪に名札をつけたり、首輪に直接、住所・電話番号を書いておくのも良いでしょう。日常生活で、犬やねこが迷子になってしまった時にも、役に立ちます。 ・最低限のしつけをしておきましょう ・災害時は、人も動物も日ごろとは大きく変わった生活環境となりますので、避難所で他の人の迷惑になり、トラブルが生じやすくなります。家族の一員として避難生活を一緒に乗り切るためにも、日ごろからしつけ、情緒の安定した飼養をしておきましょう。 例)「オイデ」「スワレ」「まで」「よし」「ヤメ」など。クレート(ケージ・ハウス)に入ることができる。 ・ワクチン接種を受けておきましょう ・法律で決められている狂犬病予防注射のみでなく、その他の感染症予防ワクチンもを受けておきましょう。災害時の生活環境では、予期しない感染症が発生する可能性がありますので、定期的なワクチン接種が必要です。また、ノミやダニの駆除もきちんと行っておきましょう。 ・緊急事態に備えて ・移動用容器、非常食の準備、避難に必要な準備を行うよう努めましょう。
富山市	<p>富山市総合防災計画 第26節保健衛生 2保健衛生指導 (1)衛生活動 エ 家庭動物の保護</p> <p>災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て動物の保護及び収容に努める。</p>
金沢市	<p>金沢市地域防災計画 第1編震災対策計画および第2編風水害等災害対策計画 第3章 災害応急対応計画 第17節 防疫・保健衛生活動 8 災害時における動物保護、特定動物の逸走対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保健所は、市、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ 保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主探しその他必要な措置を実施する。 ウ 特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を実施する。
岐阜市	検討中
姫路市	
熊本市	記載なし
鹿児島市	<p>鹿児島市地域防災計画 第3章 災害応急対策 第15節 動物保護対策計画</p> <p>本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施責任者 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策については、市長が行うものとする。担当は、保健所班及び平川動物公園班とする。 2. 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、鹿児島市獣医公衆衛生協会、動物愛護団体動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 3. 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力し、獣医師の派遣等を行う。 4. 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他の関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況																									
秋田市	<p>秋田市地域防災計画地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第20節動物の救護</p> <p><計画の方針> 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物の愛護および管理の観点からこれら動物の救護や適正な飼養に関し、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立する。</p> <p><各段階における活動の内容></p> <table border="1" data-bbox="263 347 981 600"> <thead> <tr> <th>発災からの時間経過</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12時間以内</td> <td>収容施設の確保、食料等物資の確保</td> </tr> <tr> <td>24時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72時間(3日)以内</td> <td>関係機関等との協力体制の確立 動物救護活動、相談窓口の設置 動物感染症の予防措置</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>飼い主捜しの実施</td> </tr> </tbody> </table> <p><実施担当></p> <table border="1" data-bbox="263 683 981 784"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>課所室等</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定動物・愛護動物の管理</td> <td>保健衛生班、動物園班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所の愛護動物対策</td> <td>生活班、保健衛生班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 特定動物・愛護動物の管理 (1)実施機関 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 (2)実施の方法 ア 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 イ 被災動物の収容施設を確保する。 ウ 被災動物の食料を確保する。 エ 動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 オ 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の耐震性を確保するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。</p>	発災からの時間経過	活動の内容	1時間以内		3時間以内		6時間以内		12時間以内	収容施設の確保、食料等物資の確保	24時間以内		72時間(3日)以内	関係機関等との協力体制の確立 動物救護活動、相談窓口の設置 動物感染症の予防措置	1週間以内	飼い主捜しの実施	対策項目	課所室等	関係機関	1 特定動物・愛護動物の管理	保健衛生班、動物園班		2 避難所の愛護動物対策	生活班、保健衛生班	
発災からの時間経過	活動の内容																									
1時間以内																										
3時間以内																										
6時間以内																										
12時間以内	収容施設の確保、食料等物資の確保																									
24時間以内																										
72時間(3日)以内	関係機関等との協力体制の確立 動物救護活動、相談窓口の設置 動物感染症の予防措置																									
1週間以内	飼い主捜しの実施																									
対策項目	課所室等	関係機関																								
1 特定動物・愛護動物の管理	保健衛生班、動物園班																									
2 避難所の愛護動物対策	生活班、保健衛生班																									
郡山市	策定無し																									
和歌山市	<p>和歌山市地域防災計画災害対策編 5編災害対策共通 7節保健衛生 第5愛玩動物収容対策</p> <p>災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うため、県下の獣医師会や動物関係団体が設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。</p> <p>1.被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。</p> <p>2.避難所における適正な飼育と情報提供 飼い主とともに非難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。</p> <p>3.収容対策 動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。</p> <p>(1)飼養されている動物への餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管 (3)放浪動物の収容・保管 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談の実施等</p>																									
長崎市	記載なし																									
大分市	<p>大分市国民保護計画 第2章 避難、救援武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 2 動物の保護に関して配慮すべき事項</p> <p>市は平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。</p> <p>(1)危険動物の逸走対策 ア 市は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、飼育状況等について、あらかじめ把握するように努める。 イ 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制及び関係機関との役割分担について、あらかじめ整備するよう努める。</p> <p>(2)要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等 ア 市は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等で飼育又は保管されていた家庭動物等の適切な飼育又は保管の活動への支援や、動物愛護管理センター等の活用等の措置に関し、連絡体制の整備や関係機関との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備するよう努める。 イ 市は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物の保護を行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取り組み(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備)を行うよう努める。</p>																									
豊田市	(災害対策本部事務分掌の中で、災害時のペットに関することを明示し、行動マニュアルの中で、活動内容について記載している)																									

自治体名	記載状況
福山市	<p>福山市地域防災計画(基本編) 第2章災害予防計画 第5節円滑な避難体制の確保に関する計画 8動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してることが予想される。 県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連絡を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> <p>福山市地域防災計画(震災対策編) 第1章総則 第7節減災目標 5戦略の体系 (3)発災時の対応と復興に向けた準備 ア発災時の対応とくらしの復興 定性的目標 ・特定動物や被災動物への対応</p>
高知市	<p>ペット・家畜等対策の整備 ・関係機関等と連携し、家畜、家禽の処理対策を整備する。 ・獣医師会、民間団体等と連携し、ペット等負傷動物の治療、保護等についての体制を整備する。</p>
宮崎市	記載なし
いわき市	<p>いわき市地域防災計画 (10) 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育を行うものとする。</p>
長野市	<p>長野市地域防災計画 第3章震災対策計画 第12節保健衛生・清掃活動 第4動物対策</p> <p>1.所有者不明の飼養動物への対応 保健所生活衛生班は、飼い主の被災により遺棄された又は逃げ出した飼養動物等を保護する。特定動物(ライオン・ゾウ等)が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。</p> <p>2.飼養動物への対応 避難時の飼養動物の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行い、避難所では飼養動物の保護は行わない。保健所生活衛生班は、住民による自己責任において飼養動物を避難させることを広報する。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となる飼養動物の問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。動物救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、餌を確保する。</p> <p>3.死亡獣畜への対応 保健所生活衛生班は、死亡獣畜が周辺環境を汚染することなく適正に処理されるよう、措置を講ずる。</p> <p>4.動物園の特定動物への対応 長野市茶臼山動物園及び城山分園が被災し、特定動物が逃げ出した場合の対応は、長野市茶臼山動物園非常事態の予防及び活動要項等によるものとする。</p> <p>第4章風水害対策計画 第12節保健衛生・清掃活動 第4動物対策 第3章 第12節 第4「動物対策」に準ずる。</p>
豊橋市	<p>豊橋市地域防災計画 第12章 防疫・保健衛生 第6 その他保健衛生</p> <p>2.特定動物による危害の防止 保健所及び総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。</p> <p>3.被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。</p>
高松市	<p>高松市地域防災計画 一般対策編 第2章 災害予防計画 第13節 危険物等災害予防計画 第6 特定動物(危険な動物)の飼養・保管施設の安全化対策 特定動物(危険な動物)の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 第7 避難所の開設および運営 1 避難所の開設 ・被災者が愛玩動物を伴い避難してことに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。</p> <p>震災対策編 第2章 災害予防計画 第7節 危険物等災害予防計画 第6 特定動物(危険な動物)の飼養・保管施設の安全化対策 特定動物(危険な動物)の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第15節 避難計画 第7 避難所の開設および運営 ・被災者が愛玩動物を伴い避難してことに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。</p>

自治体名	記載状況
旭川市	旭川市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第13節防疫清掃 第5放浪動物対策1放浪動物への対応 第4保健所班は、飼い主が不明なペット、逸走家畜を保護し、嵐山犬抑留場等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。
松山市	松山市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編) 第3章 災害応急対策 第9節 生活救援活動 第7 動物(犬、猫等)の管理 災害の発生に伴う動物(犬、猫等)の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。 1 動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、伝染病予防対策等、必要な措置を行う。 3 住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護及び通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力 その他、「松山市避難所運営マニュアル」3 2 (21)における「避難所のペット対策」「生活救援マニュアル」「動物(犬、猫等)の管理」等が定められております。
横須賀市	横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編 第4部 応急対策計画 第16章 清掃・衛生・防疫対策 第5節 ペット対策 市民の生活様式や価値観が変化の中で、犬や猫等の身近な動物たちを家族の一員として、共に暮らす人々が増えています。災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されます。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や市獣医師会等関係団体との協力体制を確立します。 1 被災地域における動物の保護 災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、市獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行います。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は、市獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。 ア 動物を伴った被災者の迅速かつ確かな把握 各避難所ごとに次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行います。 飼育者の氏名と住所 動物の種類と数 動物の特徴(性別・体格・毛色 等) イ 避難所における飼育場所の指定を行います。 ウ 物資等の提供 必要に応じ、次に挙げる提供を行います。 動物用物資の配布(食糧、生活必需品) 動物の負傷や病気に対する診断、治療 動物に関する相談(一時預かり、飼育相談 等) エ 避難所から保護施設への動物の受入れ及譲渡等の調整を行います。 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とします。
奈良市	愛玩動物の収容計画 1 実施担当者 愛玩動物の収容対策の実施は、保健所生活衛生課とする。 2 放浪犬猫の保護収容 保健所生活衛生課は災害後、被災により放浪する犬猫について、県及び関係機関・関係団体と協議し放浪犬猫を保護収容する場所の確保に務める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 3 愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
倉敷市	記載なし

自治体名	記載状況
川越市	<p>川越市地域防災計画 第3章応急対策 第3節救援期における災害応急対策活動 第4防疫及び保健衛生 4.3動物愛護【衛生班】 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。</p> <p>(2)避難所等における動物の適正な飼養 本市は、獣医師会などと協力して、避難所や仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(3)情報の交換 本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各所の被害及び避難所での動物飼養状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の受け入れ希望 ・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況 <p>なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 <p>(4)その他 「衛生班」は、「動物が愛護及び管理に関する法律」に指定する特定動物(危険な動物)が逸走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。</p>
船橋市	<p>船橋市地域防災計画 第2編地震災害対策編 第1章震災応急対策計画 第13節清掃・防疫等 6.動物対策(平成15年度修正) 保健所長は、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。</p> <p>また、特定動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>上記計画は、船橋市動物愛護指導センター(平成19年4月開設)が開設する以前に制定及び修正されたものであるため、今後以下のとおり改定予定である。</p> <p>保健所長は、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、船橋市動物愛護指導センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等との連携により、これらの動物を救助及び保護する。</p> <p>また、特定動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p>
岡崎市	<p>岡崎市地域防災計画 災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定 岡崎市災害対策本部岡崎市地震災害警戒本部活動要領 被災動物の保護に関すること</p>
高槻市	<p>高槻市地域防災計画本編 第4節保健衛生活動 第5動物保護等の実施 市は、大阪府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の収容保護 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、大阪府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼養 市は、大阪府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1)避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について大阪府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。</p> <p>(2)他府県市町との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害の防止 動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがあるときに、大阪府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p>

自治体名	記載状況
東大阪市	<p>東大阪市地域防災計画 第3編 地震災害対策編 第2章 応急復旧活動期 第8節 防疫、保健衛生活動 第3 被災動物(犬)の保護及び収容 災害時においては、飼い主のわからない犬や放し飼いの犬等が多数発生することが予想されることから、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飼い主のわからない犬や放し飼いの犬の把握 2. 東大阪市獣医師会、動物愛護ボランティア等と連携し、活動の支援指導をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飼い主とともに避難した犬の適正飼育の指導 (2) 避難所における飼育場所の指導 (3) 飼養された動物に対する餌の配布 (4) 所有者及び譲渡希望者に関する情報提供 3. 収容等の体制の確保ができない場合、大阪府等に協力を要請する。 <p>第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第17節 防疫、保健衛生活動 第3 被災動物(犬)の保護及び収容 に同上の記載あり</p>
函館市	<p>函館市防災計画 第1項 防疫・衛生活動体制の整備 ～略～ また、飼い主が亡くなったり行方不明となったときは、ペットの保護が必要となる。さらに断水や停電により衛生状態が悪化し、食中毒等の発生の危険性がある。 ～略～</p>
下関市	
青森市	
盛岡市	<p>盛岡市地域防災計画本編 第3章 災害応急対策計画 第16節 医療・保健計画 8愛玩動物の救護対策 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3) 飼主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
柏市	記載なし
西宮市	<p>地域防災計画 3編災害応急対策計画 21章廃棄物対策・保健衛生対策の実施 3節防疫・保健衛生対策の実施 4. ペットの保護を実施する</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災地域における動物の保護 動物愛護の観点から、県や獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。 (2)避難所での適正な飼育 県及び獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、主に以下の点を留意し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 動物を伴った被災者の状況把握(飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等) 避難所における飼育場所の指定 動物の食糧・生活必需品等の提供 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談
久留米市	昨年と変更なし
前橋市	<p>前橋市地域防災計画 第2章 応急復旧期の対策活動 第5節 保健衛生活動 (5) ペット等の保護収容 獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に要請して、被災動物の保護収容等を実施する。</p> <p>前橋市国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等 第2 避難住民等の誘導等 2 避難実施要領の策定 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p>
大津市	<p>大津市地域防災計画 風水害等対策編 第3章災害応急対策計画 第9節防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動 第1 防疫活動 (3)愛玩動物の収容対策 災害時に被災放置された愛玩動物のうち犬について、また被災地を徘徊する野犬等については、被災地における狂犬病の発生を抑止することを目的として、その抑留(保護)を積極的に行うものとし、人命及び市民の財産保護対策の一環として、危害を及ぼすおそれのある動物の捕獲等の対応を行う。</p>
尼崎市	記載なし